平成２１年（フ）第４５８号
埼玉県行田市桜町２丁目15番24号
債務者　伊藤　茂子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０９９号
千葉県市原市五井中央東２丁目11番地２
アービス柳前102号
債務者　堀江　晃生
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８９号
千葉県船橋市三山７丁目９番５号　パンプキン三山103号
債務者　布谷　純代
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６９号
千葉県船橋市芝山３丁目30番７棟508号
債務者　齋藤　敦子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１１号
千葉県浦安市弁天３丁目２番３－３号
債務者　兼広　絹代
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０７号
川崎市宮前区小台２丁目12番地７　第８アンドウＡ・Ｈ　102
債務者　千葉　　好
成年後見人　千葉　イサ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
川崎市川崎区大島５丁目３番４号
債務者　木津　　好
成年後見人　木津リヨ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
愛知県一宮市平和３丁目３番31号　日光ハイツ３棟301号
債務者　山下　正勝
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５４号
愛知県一宮市平和３丁目３番31号　日光ハイツ３棟301号
債務者　山下　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７９０号
愛知県岡崎市竜美北１丁目１番地１　コーポ山手104
債務者　外舘　良子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
岡山県倉敷市茶屋町814番地２　１号棟207号室
債務者　石川　壽枝
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
岡山県倉敷市中畝６丁目３番32号
債務者　水松　翔太
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
岡山県倉敷市川入611番地１ウォータムヒル３Ｃ―201
債務者　甲本　　充
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４２１号
札幌市中央区南９条西４丁目５番20号　カーサ紫苑203号
債務者　越路　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４８号
札幌市東区北22条東23丁目７番７号　グランコリーヌⅢ101号
債務者　武田　智子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３８号
札幌市白石区栄通１丁目12番３―408号
債務者　熊谷　聡平
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１１号
札幌市東区中沼西５条２丁目７番３号　ビレッジ中沼102号
債務者　郡　　友和
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４９号
札幌市東区北31条東２丁目３番６―305号
債務者　藤岡めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部